

内閣府国民保護計画

平成17年10月28日

(最終改正：平成21年11月11日)

内閣府国民保護計画

総論

第1節 計画の目的

- この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、内閣府本府の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。
 - ・ 国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項
 - ・ 国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
 - ・ 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - ・ 上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

第2節 国民保護措置に関する基本方針

- 内閣府本府は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期する。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に関する不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 国民に対する情報提供

- 内閣府本府は、本府の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

- 内閣府本府は、他の指定行政機関、地方公共団体（沖縄総合事務局にあっては、沖縄県及び沖縄県内の市町村）等と平素から相互の連携体制等の整備を

図る。

- 内閣府本府は、都道府県知事から内閣府本府の国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5 高齢者、障害者等への配慮

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

6 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- 内閣府本府は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に配慮する。

第3節 計画の適切な見直し

- 内閣府本府は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

第1章 実施体制の確立

第1節 組織・体制等の整備

1 内閣府本府における体制の整備

- (1) 内閣府本府の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、内閣府本府国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- (2) 連絡会議は、次に掲げる事項に関し、内閣府本府内における必要な連絡調整を行う。
 - ① 緊急時のための連絡網の作成その他の内閣府本府内の連絡体制及び参集体制の整備
 - ② 国、都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
 - ③ 内閣府本府国民保護対策本部が設置された場合の内閣府本府各部局の事務分掌の整備
 - ④ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
 - ⑤ この計画の見直し
 - ⑥ 平素における関係機関との連携
 - ⑦ その他必要な事項
- (3) 連絡会議の組織等については、事務次官が別途定める。
- (4) 連絡会議の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

2 沖縄総合事務局における体制の整備

- 沖縄総合事務局総務部は、1（2）に掲げる事項（①及び③を除く。）に関し、沖縄総合事務局内における必要な連絡調整、緊急時のための沖縄総合事務局内の連絡体制及び参集体制の整備並びに沖縄総合事務局国民保護対策本部が設置された場合の沖縄総合事務局各部の事務分掌の整備を行う。

3 内閣府本府における連絡体制及び参集体制の整備

- 連絡会議は、別に定める基準により、連絡要員及び参集要員を指名する。
- 連絡要員又は参集要員に指名された者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにする。
- 参集要員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、内閣府本府への複数の交通手段を確認しておく。
- 人事異動等により、連絡要員又は参集要員に変更がある場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、連絡会議に報告する。
- 大臣官房厚生管理官は、参集要員の宿舎を内閣府近傍に確保するよう努める。
- 職員の参集基準については、別に定める。

4 原子力安全委員会における連絡体制及び参集体制の整備

- 原子力安全委員会は、武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織（以下「助

言組織」という。)の非常招集並びに原子力安全委員会委員及び助言組織専門委員の現地への派遣を迅速に行うために必要な連絡体制を整備し、また、必要な移動手段等についてもあらかじめ定めておく。

5 沖縄総合事務局における連絡体制及び参集体制の整備

- 沖縄総合事務局長は、沖縄総合事務局長が別に定める基準により、連絡要員及び参集要員を指名する。
- 連絡要員又は参集要員に指名された者は、携帯電話を携帯すること等により、常時連絡が取れるようにする。
- 参集要員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から、沖縄総合事務局本局又は事務所への複数の交通手段を確認しておく。
- 人事異動等により、連絡要員又は参集要員に変更がある場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、総務部に報告する。
- 総務部、農林水産部及び開発建設部は、参集要員の宿舎を沖縄総合事務局本局又は事務所の近傍に確保するよう努める。
- 職員の参集基準については、沖縄総合事務局長が別に定める。

6 国民の保護のための措置の実施機能等の確保

- 内閣府本府は、武力攻撃事態等において、内閣府本府がその対処の機能を果たし得るよう、以下の措置を講じる。
 - ・ 庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料等の確保に努める。
 - ・ 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。
- 内閣府本府各部局は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておく。
- 大臣官房企画調整課情報システム室及び沖縄総合事務局各部は、武力攻撃事態等の発生の際、情報処理システム等の整備、維持、復旧等により、運用の確保が図られるよう必要な措置を講ずる。

7 国民の保護のための措置に関する職員の研修等

- 連絡会議及び沖縄総合事務局総務部は、関係職員に対して、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図る。
 - ・ 国民保護法その他の関係法令の概要
 - ・ 内閣府国民保護計画及び措置実施マニュアルの概要
 - ・ 武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

8 国民の保護のための措置に関する訓練

- 連絡会議及び沖縄総合事務局は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練

を適時行う。その際、他の指定行政機関等との共同訓練に努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮する。

- ・ 警報の通知・伝達訓練
 - ・ 非常参集訓練
 - ・ 国民保護対策本部設置運営訓練
 - ・ その他国民保護措置の実施のために必要と認める訓練
- 上記訓練を実施した際には、連絡会議及び沖縄総合事務局は、訓練についての事後評価を行う。

第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 内閣府本府国民保護対策本部の設置

- (1) 政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、内閣総理大臣は、直ちに、内閣府本府に内閣府本府国民保護対策本部（以下「本府対策本部」という。）を設置する。
- (2) 本府対策本部は、次の業務を行う。
- ・ 国民保護措置の実施に関する内閣府本府における総括及び総合調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の内閣府本府関係部局への提供
 - ・ 内閣府本府関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
 - ・ その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務
- (3) 本府対策本部の組織等については、内閣総理大臣が別途定める。
- (4) 本府対策本部に関する庶務は、大臣官房総務課において処理する。
- (5) 内閣総理大臣は、本府対策本部において指揮をとる者をあらかじめ定め、併せて、その者が指揮をとることができない場合の代行順を定めておくものとする。
- (6) 本府対策本部を設置した場合には、本府対策本部は、直ちに対策本部、関係省庁、地方公共団体等に本府対策本部の連絡窓口等を通知する。

2 沖縄総合事務局国民保護対策本部の設置

- (1) 沖縄総合事務局長は、沖縄県の区域において武力攻撃事態等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、沖縄総合事務局に沖縄総合事務局長を長とする沖縄総合事務局国民保護対策本部（以下「沖縄総合事務局対策本部」という。）を設置し、事態の迅速な把握及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。
- (2) 沖縄総合事務局対策本部の組織その他必要な事項は、沖縄総合事務局長が別途定める。
- (3) 沖縄総合事務局長等に事故のあるときは、沖縄総合事務局長があらかじめ指

定する順により、沖縄総合事務局対策本部の指揮をとる。

- (4) 沖縄総合事務局対策本部を設置した場合には、沖縄総合事務局対策本部は、直ちに本府対策本部、関係省庁、沖縄県、沖縄県内の市町村その他関係機関に沖縄総合事務局対策本部の連絡窓口等を通知する。
- (5) 沖縄総合事務局対策本部を廃止した場合には、沖縄総合事務局は、直ちに本府対策本部又は大臣官房総務課に連絡する。

3 職員の派遣

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合には、本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長は、状況に応じ、内閣府本府の職員（沖縄総合事務局対策本部長にあつては、沖縄総合事務局の職員に限る。以下この項において同じ。）を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行わせることができる。
- (2) 国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあつたときは、速やかに本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長の指名する職員を派遣する。
- (3) 国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請のあつたとき又は第152条第1項の規定による職員の派遣のあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長は、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 内閣総理大臣又は沖縄総合事務局長は、それぞれ本府対策本部長又は沖縄総合事務局対策本部長の職員の派遣に係る権限を、あらかじめ委任することができる。

4 原子力安全委員会の対応

- 原子力安全委員会委員長（不在の場合は、原子力安全委員会委員長代理又は原子力安全委員会委員）は、文部科学省、経済産業省又は国土交通省から国民保護法第105条第1項に規定する放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報の連絡を受けた場合、的確な技術的助言等を行うため、直ちに助言組織を招集するとともに、必要に応じ、あらかじめ指定された原子力安全委員会委員、助言組織専門委員及び原子力安全委員会事務局の職員を現地へ派遣する。

5 特殊標章等の交付等

- 内閣総理大臣又は沖縄総合事務局長は、別に定める要綱により、内閣府本府又は沖縄総合事務局の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させる。

6 国民に対する情報提供

- 本府対策本部が設置された場合、同対策本部は、速やかに記者発表を行う。
- 本府対策本部は、内閣府本府の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表、インターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。
- 沖縄総合事務局対策本部が設置された場合、同対策本部は、速やかに記者発表を行う。
- 沖縄総合事務局対策本部は、沖縄総合事務局の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表、インターネット等により、正確な情報を適時適切に提供する。

第2章 内閣府本府が実施する国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 警報の通知等

(1) 情報収集及び分析等

- 本府対策本部は、武力攻撃事態等において、各部局を通じて武力攻撃の兆候等に係る情報収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに対策本部に報告する。

(2) 警報の通知

- 本府対策本部長は、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、別に定めるところにより、内閣府本府関係部局に通知及び伝達する。
- 警報の通知を受けた内閣府本府関係部局は、それぞれあらかじめ定めるところにより、関係機関、所管施設等に通知する。

2 避難措置の指示の通知

- 1(2)の規定は、本府対策本部長が国民保護法第52条第4項の規定により対策本部長から避難措置の指示の通知を受けた場合に準用する。

3 警報等の解除

- 1(2)及び2の規定は、対策本部長が警報及び避難措置の解除をした場合に準用する。

4 安否情報の収集に対する協力

- 内閣府本府は、安否情報を入手した場合には、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努める。

5 沖縄県の住民の避難に関する措置

- 沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制作りなど、国が特段の配慮をすることが必要であることに留意する。

(1) 平素の備え

- 沖縄総合事務局は、平素から沖縄県の住民の避難に関し、次のことに努める。
 - ・ 各部は、所管する大規模集客施設等の施設管理者に対して、警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うために必要な措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。
 - ・ 運輸部は、緊急物資の運送に備え、運送事業者である指定公共機関の連絡先を把握するなど緊急物資の運送の求めを円滑に実施できるよう必要な

体制を整備する。

- ・ 運輸部は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行う。
- ・ 運輸部は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行う。
- ・ 開発建設部は、武力攻撃事態等において、沖縄県警察と連携して、道路利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備する。
- ・ その他、各部（総務部を除く。）は、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 武力攻撃事態等における対応

○ 沖縄総合事務局は、武力攻撃事態等においては、次のことに努める。

- ・ 各部は、沖縄県知事から支援を求められた場合には、救援に係る物資の供給、物資の入手可能経路等の情報提供、専門知識を有する職員の派遣、所管事業者に対する協力の依頼等の必要な支援を行う。
- ・ 開発建設部は、通行禁止措置等の必要な措置を講じ、沖縄県警察と連携して直ちに住民等に周知徹底を図るための必要な支援を行う。
- ・ 運輸部は、地方公共団体の長から避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めを行うに当たっての支援の要請を受けた場合には、必要に応じ、運送事業者である指定公共機関との連絡調整等の支援を行う。
- ・ 運輸部は、避難住民の運送及び緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手續の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運用を図る。
- ・ 運輸部は、離島の住民を島外に避難させる必要が生じた場合においては、輸送手段が航空機及び船舶に限られることから、所管する船舶の使用状況を調査し、地方公共団体の長が運送の求めを行う際の運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう必要な支援を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請する。また、運輸部は、沖縄県と連携協力して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、沖縄関連航路に係る船舶の優先的な確保を依頼することにより、避難に必要な船舶の確保に努め、開発建設部は、避難に必要な港湾施設の確保に努める。
- ・ 運輸部は、医師、看護師、助産師等で構成する救護班の緊急輸送又は広域後方医療施設への傷病者の搬送について、地方公共団体の長からの依頼があった場合には、運送事業者との連絡調整を行う等、輸送手段の優先的確保に配慮する。
- ・ その他、各部（総務部を除く。）は、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1 原子力安全委員会の対応

- 武力攻撃原子力災害が発生した場合には、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び助言組織専門委員は、文部科学省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、現場の情報の収集、分析等を行うとともに、現地対策本部等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行う。
- 原子力安全委員会は、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び助言組織専門委員からの調査報告又は意見等を踏まえ、対策本部長に対し、応急対策に関する技術的助言等を行う。
- 原子力安全委員会は、内閣総理大臣の求めに応じ、放射性降下物による障害の防止に関する対策として、汚染の拡大を防止するための措置に関する技術的事項（影響範囲及び被ばく線量の予測等に関する事項、環境モニタリング実施に関する事項、防護対策の発動内容に関する事項、緊急医療活動に関する事項等）に関し助言を行う。

2 沖縄総合事務局における生活関連等施設の安全確保

- 沖縄総合事務局は、関係行政機関、地方公共団体及び指定公共機関と相互に連携協力し、自ら管理、所管する生活関連等施設の安全確保を図るため、次の措置を講ずる。その際、必要に応じ、沖縄県警察、消防機関等に対し助言、資機材の提供、職員の派遣等の支援を求める。
 - ・ 生活関連等施設について、巡回警備の強化など、速やかに安全確保措置を講ずる。安全確保措置を実施する場合には、必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
 - ・ 危険が切迫などしているときは、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請する。その際、当該施設の管理者に対して必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。
 - ・ 生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。
 - ・ 生活関連等施設の管理者から、安全の確保に関し支援の求めがあったときは、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。
 - ・ その他、各部（総務部を除く。）は、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

第3節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- 内閣府本府各部局長は、当該部局が所管する人員、施設、設備等に係る被害に関する情報、国民保護措置の実施状況その他の情報を収集・整理し、本府対策本部に報告する。
- 本府対策本部長は、本府対策本部が取りまとめた被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。

第4節 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格の安定等

- 沖縄総合事務局は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、生活関連物資等の製造業者、販売業者等に対する需給・価格動向等の調査及び監視並びに生活関連物資等の需給・価格動向等に関する情報を基に、必要に応じ、関係事業者団体等に対する供給の確保、買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止等の要請等を行う。

2 応急の復旧

- 沖縄総合事務局各部（総務部を除く。）は、武力攻撃災害が発生した場合、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、自ら所有又は管理する施設及び所管する生活関連等施設等について、安全の確保に配慮した上で、速やかに当該施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の状況等を把握するとともに、必要な応急の復旧の措置を迅速に講ずる。

3 武力攻撃等に伴う汚染食料品への対応

- 食品安全委員会は、武力攻撃等による食料品の汚染又は汚染の恐れがある場合には、農林水産省、厚生労働省等と連携の上、直ちに情報を収集するとともに、国民に対する迅速かつ適切な情報の提供に努める。また、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により食品健康影響評価を行う等、食品の安全性の確保のために必要な対応を行う。

第5節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 内閣府本府は、武力攻撃災害が発生した場合、自ら所有又は管理する施設について、安全の確保に配慮した上で、速やかに当該施設及び設備の緊急点検を実施し、被害の状況等を把握するとともに、必要な応急の復旧の措置を迅速に講ずる。なお、沖縄総合事務局各部（総務部を除く。）は、自ら所有又は管理する生活関連等施設の応急の復旧に当たっては、それぞれの部の所掌事務を所管する省が策定する「国民保護計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

第3章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 内閣府本府緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 政府に緊急処理事態対策本部が設置された場合には、内閣総理大臣は、直ちに、内閣府本府に内閣府本府緊急処理事態対策本部（以下「本府緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。
- (2) 本府緊急処理事態対策本部は、次の業務を行う。
 - ・ 緊急対処保護措置の実施に関する内閣府本府内における総括及び総合調整
 - ・ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
 - ・ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の内閣府本府関係部局への提供
 - ・ 内閣府本府関係部局からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
 - ・ 緊急対処保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等、広報活動の総括
 - ・ その他緊急対処保護措置の実施に関し必要な業務
- (3) 本府緊急処理事態対策本部の組織等については、内閣総理大臣が別途定める。
- (4) 本府緊急処理事態対策本部の庶務は、大臣官房総務課において処理する。
- (5) 内閣総理大臣は、本府緊急処理事態対策本部において指揮をとる者をあらかじめ定め、併せて、その者が指揮をとることができない場合の代行順を定めておくものとする。

2 沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部の設置

- (1) 沖縄総合事務局長は、沖縄県の区域において緊急処理事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、沖縄総合事務局に沖縄総合事務局長を長とする沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部を設置し、事態の迅速な把握及び応急対策の実施について万全の措置を講ずる。
- (2) 沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部の組織その他必要な事項は、沖縄総合事務局長が別途定める。
- (3) 沖縄総合事務局長等に事故のあるときは、沖縄総合事務局長があらかじめ指定する順により、沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部の指揮をとる。

3 緊急対処保護措置の実施等

- 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、第1章及び第2章の定めに基づいて適宜行うことにする。この場合、緊急処理事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第1項の規定により緊急処理事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、本府緊急処理事態対策本部及び沖縄総合事務局緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。